

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月2日
【計算期間】	第11期中（自 2023年11月3日 至 2024年5月2日）
【ファンド名】	iシェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有田 浩之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03－6703－7940
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2024年4月末現在のものです。

「iシェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）」

（1）【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		19,910,025,880	99.03
	内 アメリカ	19,910,025,880	99.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		195,006,582	0.97
純資産総額		20,105,032,462	100.00

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年4月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2014年11月4日)	136,191,724	(同左)	1.0047	(同左)
第2期(2015年11月2日)	335,950,987	(同左)	1.0334	(同左)
第3期(2016年11月2日)	488,287,910	(同左)	0.9994	(同左)
第4期(2017年11月2日)	816,845,279	(同左)	1.0737	(同左)
第5期(2018年11月2日)	1,147,913,998	(同左)	1.0211	(同左)
第6期(2019年11月5日)	1,687,343,295	(同左)	1.1943	(同左)
第7期(2020年11月2日)	4,054,785,310	(同左)	1.4178	(同左)
第8期(2021年11月2日)	5,524,636,765	(同左)	1.4663	(同左)
第9期(2022年11月2日)	8,119,449,752	(同左)	1.7326	(同左)
第10期(2023年11月2日)	13,014,171,930	(同左)	2.1039	(同左)
2023年4月末現在	10,090,866,591	—	1.8916	—
2023年5月末現在	10,848,851,839	—	1.9408	—
2023年6月末現在	11,107,032,504	—	1.9589	—
2023年7月末現在	11,237,024,534	—	1.9551	—
2023年8月末現在	11,828,021,569	—	2.0093	—
2023年9月末現在	11,908,473,224	—	1.9747	—
2023年10月末現在	13,011,486,115	—	2.1068	—
2023年11月末現在	13,233,001,865	—	2.1223	—
2023年12月末現在	13,155,605,390	—	2.0682	—
2024年1月末現在	13,827,244,011	—	2.1177	—

2024年2月末現在	14,486,471,357	—	2.1596	—
2024年3月末現在	16,780,119,177	—	2.3634	—
2024年4月末現在	20,105,032,462	—	2.5689	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—
第5期	—
第6期	—
第7期	—
第8期	—
第9期	—
第10期	—
2023年11月3日～ 2024年5月2日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.5
第2期	2.9
第3期	△3.3
第4期	7.4
第5期	△4.9
第6期	17.0
第7期	18.7
第8期	3.4
第9期	18.2
第10期	21.4
2023年11月3日～ 2024年5月2日	20.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

2【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	248,132,693	112,572,229	135,560,464
第2期	307,643,689	118,124,936	325,079,217
第3期	701,549,502	538,023,745	488,604,974
第4期	741,248,515	469,059,070	760,794,419
第5期	741,809,144	378,434,577	1,124,168,986
第6期	955,916,794	667,277,513	1,412,808,267
第7期	3,094,544,663	1,647,471,944	2,859,880,986
第8期	3,121,708,602	2,213,973,511	3,767,616,077
第9期	3,374,861,845	2,456,138,664	4,686,339,258
第10期	3,412,769,678	1,913,505,570	6,185,603,366
2023年11月3日～ 2024年5月2日	3,107,538,415	1,432,496,434	7,860,645,347

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年11月3日から2024年5月2日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【iシェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2023年11月2日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	—	287,018,267
金銭信託	352,396,219	427,848,535
投資信託受益証券	12,753,494,006	19,602,706,430
流動資産合計	13,105,890,225	20,317,573,232
資産合計	13,105,890,225	20,317,573,232
負債の部		
流動負債		
未払金	—	285,387,602
未払解約金	76,435,937	127,507,443
未払受託者報酬	1,579,524	2,016,798
未払委託者報酬	13,268,334	16,941,479
その他未払費用	434,500	434,500
流動負債合計	91,718,295	432,287,822
負債合計	91,718,295	432,287,822
純資産の部		
元本等		
元本	6,185,603,366	7,860,645,347
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,828,568,564	12,024,640,063
（分配準備積立金）	2,436,592,246	1,968,573,788
元本等合計	13,014,171,930	19,885,285,410
純資産合計	13,014,171,930	19,885,285,410
負債純資産合計	13,105,890,225	20,317,573,232

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2022年11月3日 至 2023年5月2日)	当中間計算期間 (自 2023年11月3日 至 2024年5月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,545,420,551	2,384,169,631
為替差損益	△510,816,663	608,345,048
営業収益合計	1,034,603,888	2,992,514,679
営業費用		
受託者報酬	1,213,438	2,016,798
委託者報酬	10,193,301	16,941,479
その他費用	612,676	697,872
営業費用合計	12,019,415	19,656,149
営業利益又は営業損失（△）	1,022,584,473	2,972,858,530
経常利益又は経常損失（△）	1,022,584,473	2,972,858,530
中間純利益又は中間純損失（△）	1,022,584,473	2,972,858,530
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	50,854,512	156,352,138
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,433,110,494	6,828,568,564
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,212,336,060	3,976,908,178
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,212,336,060	3,976,908,178
剰余金減少額又は欠損金増加額	625,285,125	1,597,343,071
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	625,285,125	1,597,343,071
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,991,891,390	12,024,640,063

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2023年11月2日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	6,185,603,366口	7,860,645,347口
2 1口当たり純資産額	2.1039円	2.5297円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2023年11月2日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

II 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2023年11月2日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月2日現在)
期首元本額	4,686,339,258円	6,185,603,366円
期中追加設定元本額	3,412,769,678円	3,107,538,415円
期中一部解約元本額	1,913,505,570円	1,432,496,434円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

①資本金 3,120百万円

②発行する株式の総数 36,000株

③発行済株式の総数 15,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年4月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	194	12,646,969
単位型株式投資信託	77	511,829
合計	271	13,158,798

（３）【その他】

定款の変更、事業訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実に関する事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,002	19,222
立替金		50	42
前払費用		260	153
未収入金	※ 2	2	2
未収委託者報酬		1,751	2,178
未収運用受託報酬		2,880	2,712
未収収益	※ 2	570	1,839
為替予約		-	1
その他流動資産		-	-
流動資産計		23,520	26,153
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	744	500
器具備品	※ 1	553	432
有形固定資産計		1,297	932
無形固定資産			
ソフトウェア		12	12
無形固定資産計		12	12
投資その他の資産			
投資有価証券		39	22
長期差入保証金		1,125	812
前払年金費用		1,084	1,142
長期前払費用		9	6
繰延税金資産		898	732
投資その他の資産計		3,156	2,717
固定資産計		4,465	3,662
資産合計		27,986	29,815

	第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	143	144
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	4	5
未払償還金	70	70
未払手数料	421	432
その他未払金	1,995	69
未払費用 ※ 2	626	945
未払消費税等	172	192
未払法人税等	384	1,472
為替予約	4	-
前受金	276	254
賞与引当金	1,778	1,902
役員賞与引当金	149	146
早期退職慰労引当金	326	176
流動負債計	6,355	5,814
固定負債		
退職給付引当金	92	101
資産除去債務	961	963
固定負債計	1,053	1,064
負債合計	7,409	6,879
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,276	12,632
利益剰余金合計	10,612	12,968
株主資本合計	20,580	22,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3	△0
評価・換算差額等合計	△3	△0
純資産合計	20,576	22,936
負債・純資産合計	27,986	29,815

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

		第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,484	6,885
運用受託報酬	※ 1	8,687	8,621
その他営業収益	※ 1	16,110	18,148
営業収益計		31,281	33,655
営業費用			
支払手数料		1,551	1,597
広告宣伝費		188	152
調査費			
調査費		360	357
委託調査費	※ 1	4,677	4,651
調査費計		5,037	5,009
委託計算費		106	117
営業雑経費			
通信費		86	88
印刷費		87	87
諸会費		47	44
営業雑経費計		222	220
営業費用計		7,106	7,097
一般管理費			
給料			
役員報酬		915	694
給料・手当		5,934	5,875
賞与		2,360	2,563
給料計		9,209	9,133
退職給付費用		463	489
福利厚生費		1,109	1,185
事務委託費	※ 1	3,699	4,562
交際費		34	69
寄付金		1	-
旅費交通費		123	193
租税公課		285	294
不動産賃借料		901	904
水道光熱費		76	82
固定資産減価償却費		441	473
資産除去債務利息費用		0	2
事務過誤取引損		3	3
諸経費		431	484
一般管理費計		16,782	17,878
営業利益		7,392	8,678

	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業外収益		
為替差益	53	-
その他	3	0
営業外収益計	57	0
営業外費用		
有価証券売却損	2	0
為替差損	-	16
固定資産除却損	-	4
その他	0	0
営業外費用計	2	23
経常利益	7,448	8,656
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	362	203
特別損失計	362	203
税引前当期純利益	7,085	8,453
法人税、住民税及び事業税	2,485	2,633
法人税等調整額	△5	163
当期純利益	4,605	5,656

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（グループ通算制度の適用）

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物附属設備	2,488 百万円	2,737 百万円
器具備品	1,662 百万円	1,482 百万円

※ 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
未収収益	186 百万円	302 百万円
その他未払金	1,982 百万円	53 百万円
未払費用	55 百万円	52 百万円

※ 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000 百万円	3,500 百万円

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
運用受託報酬	224 百万円	282 百万円
その他営業収益	6,692 百万円	6,983 百万円
委託調査費	1,869 百万円	1,196 百万円
事務委託費	1,351 百万円	1,619 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1年以内	726 百万円	522 百万円
1年超	1,938 百万円	1,413 百万円
合計	2,665 百万円	1,936 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 （2022年12月31日）

	貸借対照表計上額	時価	(単位：百万円) 差額
長期差入保証金	1,125	1,077	△47

当事業年度 （2023年12月31日）

	貸借対照表計上額	時価	(単位：百万円) 差額
長期差入保証金	812	791	△21

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,002	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,751	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,880	—	—	—
(4) 未収収益	570	—	—	—
合計	23,206	—	—	—

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,222	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,178	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,712	—	—	—
(4) 未収収益	1,839	—	—	—
合計	25,953	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：百万円) 合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

当事業年度（2023年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：百万円) 合計
長期差入保証金	-	791	-	791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度**（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表**

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3,368

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3,368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	△3
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	140	192
賞与引当金	544	582
資産除去債務	294	295
未払事業税	83	89
早期退職慰労引当金	99	54
退職給付引当金	28	30
有形固定資産	0	-
その他	121	0
繰延税金資産合計	1,312	1,244
繰延税金負債		
退職給付引当金	△331	△349
資産除去債務に対応する除去費用	△82	△44
その他	-	△117
繰延税金負債合計	△414	△512
繰延税金資産の純額	898	732

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	898	732

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9	2.5
その他	0.4	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0 %	33.0 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
期首残高	784	961
見積りの変更による増加額	176	-
時の経過による調整額	0	2
期末残高	961	963

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円	6,885 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円	8,526 百万円
成功報酬（注）	1,042 百万円	95 百万円
その他営業収益	16,110 百万円	18,148 百万円
合計	31,281 百万円	33,655 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

(1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
 ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	1,371,780 円 88 銭	1,529,103 円 11 銭
1株当たり当期純利益金額	307,029 円 07 銭	377,073 円 92 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,605	5,656
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,605	5,656
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年7月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）の2023年11月3日から2024年5月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iシェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）の2024年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年11月3日から2024年5月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。